

## 阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項（一般公募）

令和6年2月22日

阿見町

阿見町では、町有財産の一層の有効活用と自主財源確保を図るため、町有施設に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集するので、募集に参加される方は、この募集要項及び別紙自動販売機設置場所仕様書をよく読み、内容を承知した上で申送すること。

### 1 募集物件一覧

物件番号	施設名称	施設所在地	品目	災害対応	最低納付金額 (税抜年額) 円
26	実穀ふれあいセンター	上長 3-28	缶・ペットボトル	○	1,000円
27	吉原交流センター	吉原 614	缶・ペットボトル	○	1,000円
28	予科練平和記念館(館内)	廻戸 5-1	缶・ペットボトル	○	1,000円

### 2 自動販売機の設置条件等

#### (1) 設置事業者の遵守事項等

- ア 使用許可の条件を遵守すること。
- イ 自動販売機設置管理契約書を締結すること。
- ウ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならないこと。
- エ 飲料用自動販売機の設置については、既に設置済の飲料用自動販売機を含め8カ所を上限とすること。

#### (2) 自動販売機の規格等

- ア 周辺環境に配慮した仕様であること（外観色を含む）。
- イ 可能な限りユニバーサルデザイン仕様であること。
- ウ ホットアンドコールド機であること。
- エ ノンフロン対応機であること。ただし、設置機種によりノンフロン対応機の普及がないものについては、可能な限り環境に配慮したものとする。
- オ 消費電力量の低減に資する技術等を導入し環境に十分配慮した環境対応型の機種であること。

#### (3) 自動販売機に関する遵守事項等

- ア 「自動販売機の据付基準（JIS 規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（日本自動販売機工業会作成）」を遵守した転倒防止対策を施すこと。なお、自動販売機の設置に伴う事故については、阿見町の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- イ 「自販機堅牢化基準（日本自販機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めること。なお、自動販売機の汚損又は毀損、盗難等の事故が発生した場合については、阿見町の責に帰することが明らか場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。
- ウ 「食品、添加物の規格基準(食品衛生法)」及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的

取扱要領（業界自主基準）」等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。（４）

#### （４）販売品の条件等

##### ①販売品目

- ア 酒類及びその類似品を除き、清涼飲料水、コーヒー飲料、乳飲料、牛乳を販売対象品目とし、一般市場で認知、支持を得ている商品を半数以上の品目とした構成とすること。
- イ 夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は温めた商品に一部変更すること。
- ウ 販売品の構成については、「14 問い合わせ （２）募集物件に関すること」に記載する施設所管課の承認を受けること。

##### ②販売価格

- ア 販売価格は、メーカーの希望小売価格以下で設置事業者により任意に設定した価格とすること。
- イ 販売価格を変更するときは、「14 問い合わせ （２）募集物件に関すること」に記載する施設所管課の承認を受けること。

#### （５）設置及び原状回復等

- ア 自動販売機及び子メーターの設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は、設置事業者の負担とする。
- イ 自動販売機の設置にあたっては、耐震対策を行いできる限り建物躯体に負担のかからない方法を取り、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。
- ウ 使用許可期間が満了又は使用許可が取り消された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切補償を阿見町に請求することはできない。

#### （６）維持管理等

- ア 自動販売機の維持管理については設置事業者が責任をもって誠実に行うこと。また、商品補充及び金銭管理等は、町と協議のうえ適切に行うこと。なお、維持管理等について、設置者の責任所在が不明確になるなど、いわゆる丸投げ等が発覚した場合は直ちに使用中止とし、納付金の返還は行わないものとする。
- イ 自動販売機設置場所には、販売する飲料（紙パックは除く）の使用済容器の回収ボックスを設置し、回収ボックス内にある使用済容器は、他社製品持ち込み等を問わず、設置事業者の責任で適切に回収及びリサイクルをすること。
- ウ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出及び検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情等については、設置事業者の責任において、設置事業者の連絡先を明示し、専門技術サービス員を配置し即時対応すること。
- オ 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間、駐車位置及び経路については、「14 問い合わせ （２）募集物件に関すること」に記載する施設所管課の指示に従うこと。
- カ 自動販売機の各月の売上本数、売上金額が確認できる書面を「14 問い合わせ （２）募集物件に関すること」に記載する施設所管課に提出すること。

## (7) 災害救助ベンダー

ア 災害発生時に自動販売機の飲料を無償で提供することを前提とした機器とし、災害発生時に町が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内のすべての飲料を無償で提供すること。これに伴い、町と設置事業者は、別途無償提供に関する協定書を締結すること。

### 3 町へ納入する行政財産使用料及び納付金

(1) 設置事業者は、次の区分による行政財産使用料に加えて納付金提案書に記載された金額に、消費税及び地方消費税相当額の100分の10に相当する金額を加算した金額を納付金として町へ納入するものとする。

ア 屋内設置自動販売機の行政財産使用料は、1台(1㎡以下)につき年額12,000円に、自動販売機に係る電気料金(町が算定する電気料金)を加算した金額が行政財産使用料とする。

イ 屋外設置自動販売機の行政財産使用料は、1台(1㎡以下)につき年額6,000円に、自動販売機に係る電気料金(町が算定する電気料金)を加算した金額が行政財産使用料とする。

(2) 行政財産使用料及び納付金は、町が発行する納入通知書で指定した期限までに全額を納入すること。

### 4 使用許可期間

(1) 使用許可の期間は、**令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。**

ただし、町が更新することが適当と判断する場合は、当初設定した公募条件を変更しないことを前提に、令和6年4月1日から3年を限度に使用許可を更新することができる。

(2) 使用許可を継続することが適当でないとするときは、許可を取り消すことがある。

### 5 応募に必要な資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができる。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4第1項及び第2項各項に掲げられた者でないこと。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではないこと。

(3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

(4) 自動販売機の設置業務において、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。

(5) 法令等の規定により、販売について許認可等を要する場合は許認可等の免許を有していること

(6) 阿見町内で自動販売機の設置を行っている者で、茨城県内に本店、支店及び営業所を有している法人又は個人。

(7) 国税、茨城県税、市町村税を完納していること。

## 6 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

(1) 応募申込書の提出方法、提出場所、提出期限などが守られなかったとき。

(2) 応募申込書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

(3) 応募申込書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

(4) 応募申込書に虚偽の内容が記載されているもの。

(5) その他、審査を行うにあたって不相当と認められるもの。

## 7 応募提出書類

応募に参加する者は、以下の書類（正本1部）を町に提出していただきます。

	提出書類	法人	個人
①	公募参加申請書（様式1）	○	○
②	納付金提案書（様式2）	○	○
③	誓約書（様式3）	○	○
④	販売品目一覧表（様式4）	○	○
⑤	商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	○	
⑥	身分証明（市町村発行のもの）		○
⑦	5（5）に係る許認可書等の写し	○	○
⑧	設置する自動販売機・メーター・回収ボックス等のカタログ	○	○
⑨	印鑑証明書	○	○
⑩	国税、茨城県税、市町村税の各納税証明書（未納の税額がないことの証明も可）	○	○

※1 ⑤・⑥・⑨・⑩については、発行3か月以内の原本とする。

※2 ②・④・⑧については、物件番号ごとに提出してください。

※3 ②については、記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって納付金とするので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載すること。

なお、納付金提案書のみを無地の封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3か所押印し、表に「氏名（法人の場合は商号又は名称）」「物件番号」を記載すること。

※4 ⑧については、自動販売機は最大電力、定格電力、寸法、付属品など、メーターには仕様等、回収ボックスは、仕様・寸法等が明記されたものを提出すること。

## 8 応募申込書提出期間及び提出場所

### (1) 提出期間

令和6年2月22日(木)から令和6年3月1日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時から午後5時までの間。(ただし、正午から午後1時までの間を除く。)

※1 郵送の場合書留郵便により令和6年3月1日(金)の午後5時までに必着のこと。

※2 ファクシミリ及び電子メールでの提出は認めない。

### (2) 提出場所

阿見町役場 総務部 管財課

〒300-0392 阿見町中央一丁目一番一号

## 9 応募に要する経費

応募に要する一切の経費等については、応募者の負担とする。

## 10 事業者の決定

(1) 提出された応募申込書をもとに資格要件を満たすと認められた者が提出した、納付金提案書の提案納付金額が、町が設定した最低納付金額以上の金額で、最高価格の申込者を設置業者に決定する。応募者で、開札の立会いを希望する場合は、下記決定日の前日までに管財課へ連絡すること。

**決定(予定)日 令和6年3月5日(火)**

なお、最高価格となるべき応募価格での申し込みが2者以上ある場合は、当該応募者立会いの上、くじにより決定する。(電話等でくじの実施日時を連絡する。)

(2) 決定後であっても、不正等が判明した場合には決定を取り消すものとする。

## 11 設置事業者の公表

設置事業者を決定したときは、応募者に通知するとともに、阿見町ホームページに募集物件、設置事業者名、決定金額を公表する。

## 12 設置業者に決定された者が行う手続き

設置業者に決定された者は、以下の行政財産使用許可及び設置管理契約の手続きを行うものとする。なお、手続きに要する一切の費用については、設置予定事業者の負担とする。

### (1) 行政財産使用許可の手続き

設置業者に決定された者は、令和6年3月15日(木)までに「14 問い合わせ (2) 募集物件に関すること」に記載する施設所管課に行政財産使用許可申請書を提出すること。なお、行政財産使用許可申請書には、設置する自動販売機、回収ボックス及び自動販売機

脚部に設置する転倒防止用鉄板等の仕様が分かる図面又はカタログ等を添付すること。

また、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、行政財産使用許可の手続きを行うこと。

(2) 設置管理契約の手続き

設置事業者決定された者は、自動販売機設置管理契約書(様式5)を締結すること。

なお、行政財産使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、設置管理契約を締結すること。

(3) 災害救助ベンダー協定の手続き

設置事業者(災害救助ベンダー付)に決定された者は、災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書(様式

6)を締結すること。

なお、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、協定を締結すること。

### 13 その他

(1) 年度途中における町施設の状況の変化による納付金の減額は行わないものとする。

(2) 飲料用自動販売機設置事業者募集要項、自動販売機設置場所別仕様書、行政財産の目的外使用の使用許可書、自動販売機設置管理契約書に定める事項のほかに協議すべき事項が生じた場合は、その都度阿見町と設置事業者で協議のうえ定めるものとする。

### 14 問い合わせ

(1) 設置事業者募集に関すること

・阿見町役場 総務部管財課 阿見町中央1丁目1番1号

(阿見町役場2階)

電話 029-888-1111 内線 732

(2) 募集物件に関すること

・別添自動販売機設置場所別仕様書

「3. 設置に関する問い合わせ先について」に記載

様式 1

公 募 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

阿見町長 殿

(〒 ー )

住所又は所在地

商 号 名 称

氏名又は代表者名

印

担当者 担当部署

氏 名

電話番号

阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項及び自動販売機設置場所別仕様書を熟読のうえ、次のとおり必要書類を添えて申請します。

また、町のホームページ等で公募の結果等を公表することに同意します。

記

1 応募物件（設置を希望する物件番号に○印を記入）

物件 番号	26	27	28							
----------	----	----	----	--	--	--	--	--	--	--

2 添付書類

※＜該当・非該当＞はあてはまる方に○印を記入

①納付金提案書（様式2）封入封筒

②販売品目一覧表（様式3）

③誓約書（様式4）

④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） ＜該当・非該当＞

⑤身分証明（市町村発行のもの） ＜該当・非該当＞

⑥5（5）に係る許認可書等の写し

⑦⑥設置する自動販売機等の仕様書又はカタログ

⑧印鑑証明書

⑨国税、茨城県税、市町村税の各納税証明書

3 その他

応募者が使用する印鑑は、印鑑証明書に登録された印鑑とすること。

様式 2

納 付 金 提 案 書

令和 年 月 日

阿見町長 殿

住所又は所在地

商 号 名 称

氏名又は代表者名

⑩

阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項及び自動販売機設置場所別仕様書を熟読承諾のうえ、下記金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を納付しますので、当該物件の使用許可を希望します。

物件番号	施設名称	施設所在地	提案納付金額（税抜き）
			円

<注意事項>

- ② 提案納付金額は、阿見町が設定する最低納付金額以上の金額を記入すること。
- ② 提案納付金額は、物件番号の納付金額とし、上記の提案納付金額（税抜き）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって納付金とするので、応募者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった提案納付金額の110分の100に相当する金額を納付金提案書に記載すること。
- ③ 黒インクのボールペン又は万年筆を使用（鉛筆、シャープペンシルは不可）して明確かつ明瞭に記入し、脱字又は誤字を加除訂正した場合には、二重線により見え消しを行い、その箇所又は付近に押印すること。
- ④ 金額は算用数字を用い、頭に¥の記号を記入すること。
- ⑤ 物件ごとに、納付金提案書を無地の封筒（長型3号）に入れ、糊付けをして割印を上中下3か所押印し、表に「氏名（法人の場合は商号又は名称）」「物件番号」を記載すること。
- ⑥ 複数応募する場合は、適宜複写して対応すること。

様式 3

誓 約 書

令和 年 月 日

阿見町長 殿

住所又は所在地  
商 号 名 称  
氏名及び代表者名 ㊟

阿見町が実施する飲料用自動販売機設置事業者募集に応募するにあたって、次の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴町が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2 (1) 設置事業者の遵守事項等」の要件を遵守します。
- 2 阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「5 応募に必要な資格要件」の要件を満たしています。
- 3 阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「8 無効又は失格」の事項に該当する場合に、無効又は失格となることを承諾します。
- 4 応募に必要な資格要件等の確認のため、茨城県警察本部に照会することについて承諾します。
- 5 設置事業者を決定した場合、阿見町ホームページに募集物件、設置事業者名、決定金額を掲載することに同意します。
- 6 自動販売機の設置業務については、次のとおり3年以上の実績を有しています。

設置施設名称	所在地	設置台数	設置期間

- 7 阿見町内での設置業務については、次のとおり実績を有しています。

設置施設名称	所在地	設置台数	設置期間



様式 5

自動販売機設置管理契約書

阿見町（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、  
阿見町 において、乙が行政財産使用許可を受けて設置する飲料用自動販  
売機（以下「自販機」という。）の設置管理に関し次のとおり契約を締結する。

（設置場所）

第1条 乙は、甲が指定する下記の場所に自販機を設置し、管理するものとする。

設置場所 阿見町

（契約期間）

第2条 本契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（納付金）

第3条 納付金の額は、金 円（うち消費税及び地方消費税  
の額 円）とする。

（納付金の納入方法等）

第4条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに一括して前条に規定する納付金を納入するものとする。

2 甲は、第10条第1項の規定により、又は乙からの申し出により本契約を解除した場合は、既納の納付金を乙に返還しないものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であつて、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

（設置自販機）

第5条 設置する自販機は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（2）自動販売機の規格等及び2（3）自動販売機に関する遵守事項等」に規定するものとする。

（販売品等）

第6条 自販機の販売品等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（4）販売品の条件等」に規定するものとする。

（設置及び原状回復等）

第7条 自販機の設置及び原状回復等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（5）設置及び原状回復等」に規定するものとする。

（維持管理等）

第8条 自販機の維持管理等は、阿見町飲料用自動販売機設置事業者募集要項の「2（6）維持管理等」に規定するものとする。

（賠償責任）

第9条 乙は、自販機の倒壊、盗難事故、販売した飲料による食中毒及びその構造上の欠陥等により、甲及び第三者に損害を与えた場合は乙の責任において一切解決するものとする。

(契約の解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。

- (1) 行政財産使用許可を取消されたとき。
- (2) 本契約の条項に違反したとき。
- (3) 事業の存続が困難であると認められたとき。
- (4) 社会的に著しい信用を欠く行為があったと認められたとき。
- (5) 第3条の規定による納付金等の支払い義務を履行せず、甲の催告にもかかわらず、納入期限を3ヶ月以上経過してもなお履行しないとき。

2 前項により契約が解除された場合、乙はこれによって生じる損失の補償を甲に請求することはできないものとする。

(契約の解除による違約金)

第11条 乙は、前条第1項の規定により本契約を解除されたときは、甲に対し、違約金として、納付金の10%を支払うものとする。ただし、同項第1号に該当する場合であつて、甲が、公用又は公共用に供するため、行政財産使用許可を取消した場合は、この限りでない。

(違約金の納入方法)

第12条 乙は、甲が発行する納入通知書により、指定された期日までに前条に規定する違約金を納入するものとする。

(協力関係)

第13条 甲は、自販機の保守管理に協力するとともに、正常に稼動しない場合は直ちに乙に連絡し、乙は、甲より連絡を受けた場合、速やかに対処するものとする。

(協議事項)

第14条 本契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲・乙が協議してこれを決定するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1

阿見町長 千葉 繁

乙

## 様式 6

### 災害時における自動販売機内商品の無償提供に関する協定書

阿見町（以下「甲」という。）と、\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、甲乙間において令和6年 月 日付けで締結した「自動販売機設置管理契約書」（以下「本契約」という。）に基づき設置した自動販売機内の飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、本契約に基づき設置した自動販売機内の飲料水の無償提供の取扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来庁者及び避難関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

#### （協力要請）

第2条 甲は、災害の場合において災害対策本部を設置し、災害応急対策業務を実施する場合又は本件施設が避難所として利用される場合において、乙の協力を必要と判断した場合は、この協定に基づき乙に対して無償提供要請書（様式第1号）で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

#### （協力内容）

第3条 乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

- （1）本件施設内の自動販売機の取扱いについて甲に必要な助言を行い、又は自動販売機の操作を行うこと。
- （2）本件施設内の自動販売機内の飲料水を無償提供すること。ただし、無償提供する商品は、自動販売機の機内在庫商品に限る。
- （3）その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

2 乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

#### （管理運用）

第4条 乙は、甲にこの協定の有効期間中自動販売機の専用鍵を貸与するものとする。ただ

し、無償提供時に鍵を必要としない自動販売機はこの限りでない。

2 甲は、専用鍵の貸与を受けるにあたり、専用鍵の管理者を乙に通知するものとする。

3 甲は専用鍵を紛失、破損等をしたときは、直ちに乙に通報するとともに、専用鍵の再製造にかかる費用を負担しなければならない。この場合において、自動販売機内の商品を紛失した場合にあっては、当該商品の代金を負担しなければならない。

(連絡窓口)

第5条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口を、常に災害時緊急連絡体制表（様式第2号）により相互に明らかにしておくものとする。

(有効期限)

第6条 この協定は、貸付契約の開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

(費用負担)

第7条 この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得た費用については、この限りでない。

(協議)

第8条 この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 茨城県稲敷郡阿見町中央1-1-1  
阿見町長 千葉 繁 印

乙 住所又は所在地  
商号名称  
氏名又は代表者名 印